

法律知識 No.41



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

小学生の息子が自転車で歩行者に衝突し、けがをさせてしまった。保護者の責任や賠償などについて教えてほしい。

1年前、12歳の息子が、自転車でAさんに衝突し、けがを負わせました。Aさんから、後遺症があり、賠償について話し合いたいと言われていました。

事故は、息子と二人で信号機のある横断歩道を渡っているときに起きました。青信号で渡っているAさんに、息子が後ろから自転車で衝突しました。息子は自転車横断帯を通っておらず、また通るようにも言っていませんでした。Aさんは、事故の責任は保護者にもあると主張しています。

Aさんは当時65歳で、年収は400万円程度でした。事故で右肩^{けんぼん}腱板断裂などの傷害を負い、手術し、1か月入院しました。事故後、肩に痺れが残り治療を継続するも、医師から、これ以上、症状は改善しないと言われ、後遺障害等級（交通事故が原因で労働能力が低下・喪失した場合に該当する自賠責保険の等級）が第14級と診断されたとのことでした。

Aさんに支払う賠償金の妥当な金額を教えてください。



あなたの子供に自転車で衝突され後遺症がある！保護者も責任をとるべきだ！

A

① 過失割合などは

子供には自転車横断帯を通らなかった過失などがある一方、Aさんには過失が認められません。よって、**事故の発生について、Aさんに責任はなく、子供に事故の全ての責任があるとされる可能性が高いです。**12歳であれば、本人が責任を負い、さらに、保護者も子供を指導しなかった過失により賠償責任を負うため、**子供と保護者は連帯責任を負うと考えられます。**

② 傷害に関する賠償は

Aさんが事故により負った傷害に対し、**治療費、通院交通費、入院雑費、休業損害、傷害慰謝料などを賠償する必要があります。**治療費、通院交通費は実費、入院雑費は1日当たり1,500円程度、後遺障害が認定されるまで賠償が必要な休業損害（交通事故によるけがが原因で働けなくなった期間の損害）は、休業日数に1日当たりの収入額を掛けて算定、また傷害慰謝料は、入・通院期間を基準に算定します。例えば、入院期間1か月、通院期間11か月の場合、基準額は179万円です。

③ 後遺障害に関する賠償は

後遺障害が認定された場合、労働能力を喪失した分と慰謝料が賠償の対象です。労働能力喪失分は、年収に労働能力喪失率と就労可能年数を掛けて算出します。喪失率は、等級が第14級の場合は5パーセントで、年数は、高齢者の場合、平均余命の半分程度とされ、年収400万円を基に算定すると、賠償額は130万円程度になると考えられます。また慰謝料は、第14級の場合の基準額は110万円です。